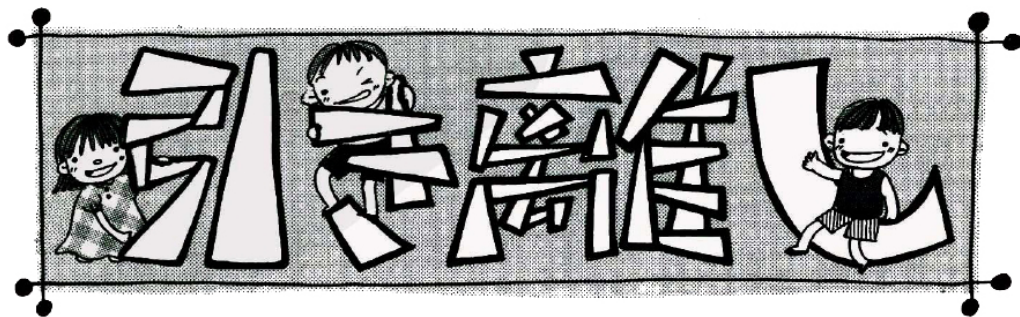




59号

2022年12月17日



巻頭言：法制審いよいよパブコメ開始(〆切:2/17まで)

家族法制部会第20回会議が開催された翌11月16日、メディア各社が一斉に大きく取り上げました。

- ・読売新聞「共同親権」選択肢に 法制審中間試案「単独」と並記
 - ・朝日新聞「共同親権と単独 並記 法制審試案 離婚後の子」
 - ・毎日新聞「離婚後共同親権に複数案 中間試案 男性の育児参加背景に」
 - ・産経新聞「離婚後共同親権 3案並記 「共同」と「単独」議論隔たり」
 - ・日経新聞「離婚後の共同親権3案 法制審 単独親権維持も並記」
- 私たち当事者に限らず、世論も議論の行方に大きな注目をしています。



2022/11/16付各紙

毎日新聞、朝日新聞、読売新聞は1面の取扱い

私も委員として参加した法制審議会家族法制部会第20回会議では部会資料20-1等に基づき、家族法制の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた意見交換が行われ、取りまとめがされました。取りまとめられたこの中間試案について、12月6日より2月17日までパブリックコメントが実施されます。パブリックコメントは、当事者の皆さんを含めた国民の皆さまが直接、法制審議会に対して意見を述べる唯一のチャンスです。懸念意見も多く出されることが予測されますが、皆さんからも多くの私たち別居親当事者の実体験に基づいた意見を提出いただきたいと思います。

■パブリックコメント募集内容

e-Government「家族法制の見直しに関する中間試案」に関する意見募集」及び法務省ホームページにてパブリック・コメントの手続について解説がなされていますので公開された資料をよくお読みください。

・「家族法制の見直しに関する中間試案」に関する意見募集

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080284&Mode=0>

・法務省

トップページ > 政策・審議会等 > 省議・審議会等 > 審議会 > 法制審議会—家族法制部会 > 「家族法制の見直しに関する中間試案」(令和4年11月15日)の取りまとめ

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00169.html

■親子ネットのアクション

親子ネットはパブリックコメント募集開始を受け、以下のアクションを計画しています。

是非、活用をいただき、多くの会員・当事者の皆さまからのパブリックコメント提出をお願いします。

1. Action1 - 中間試案・パブコメ院内集会

共同養育支援議員連盟の後援の元、法務省より今回の中間試案・パブコメの提出方法に関して説明をいただきます。

(日時)2022年12月21日(水)15:00~16:30

(場所)衆議院第2議員会館

申込方法は親子ネットホームページに記載します。パブコメを提出いただける方のご参加をお待ちしています。

※定員に達した場合には締め切りますのでご理解下さい。

2. Action2- 臨時総会・パブコメの書き方勉強会

親子ネットが提出するパブコメに関しては、委員の私が考えたものではなく、団体としての意見を提出するため、運営委員パブコメチームが検討した内容を運営委員会及び臨時総会での承認を取得し、提出する予定です。

(日時)2023年1月21日(土)13:00~17:00(予定)

(場所)としま区民センター701~703

臨時総会に関しては、会員向けにご案内を送付します。

パブコメの書き方勉強会では、親子ネットが検討した各選択肢(甲1案など)及び理由を記載したパブコメ案(Draft)を元に説明を行います。

パブコメの書き方勉強会の詳細に関しては、後日、親子ネットホームページにて告知します。

10月の弊社講演会では、議連会長の柴山先生が「来年の通常国会(2023年6月まで)での成立を目指す」と明言いただきました。私たちにとって少しでも良い法案が早期に成立するよう皆さまのご支援をお願い申し上げます。

(代表: 武田 典久)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリウラジツゲンズルゼンコクネットワーク)

*「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です

親子ネット®



Rights of the child

44. The Committee notes the explanation of the State party regarding the use of the terminology defining children born out of wedlock as “illegitimate” on certain official forms and welcomes the affirmation of the delegation that the State party is willing to consider the removal of such terminology, ensuring equal rights of all children. The Committee, while noting the information provided by the State party regarding the amendment and revisions of the Child Welfare Act, is concerned by reports of children being removed from their family without a court order and clear evidence of parental abuse, being placed in temporary custody at the Child Guidance Centers, often for prolonged periods, and that parents are unable to

CCPR/C/JPN/CO/7

present their case themselves during the appeal proceedings, in which a judge considers whether a writ of temporary care is needed to be issued. Furthermore, while acknowledging the responses provided by the State party on the matter, the Committee is concerned by reports received regarding frequent cases of “Parental Child Abduction”, domestic and international, and a lack of adequate responses by the State party (arts. 17, 23 and 24).

45. The State party should:

(a) Ensure that its legislation and practices are in full compliance with article 24 of the Covenant and adopt protective measures aimed at removing all discrimination and stigma against all children;

(b) Amend the legislation to establish clear criteria for removal of a child from the family and introduce a mandatory judicial review for all cases to determine whether that is warranted, ensuring that children are separated from their parents as a measure of last resort only, when it is necessary for their protection and in their best interests, after hearing the child and the parents;

(c) Introduce the necessary measures to adequately respond to cases of “Parental Child Abductions” and ensure that decisions on custody of the child, whether domestic or international cases, take into account the best interests of the child and are fully implemented in practice.

国連人権委員会の最終報告では、「加盟国(日本)の回答を認識した上で、委員会は、その国内外に起きる『実子誘拐』の頻発について受けている報告、並びに加盟国の十分な対応不足について懸念を抱いている(17条, 23条, 24条)」とした上で、

「加盟国は、『親による実子誘拐』の場合に十分に対処するため必要な措置を導入し、又、子の監護についての決定は、国内外問わず、子の最善の利益を考慮し、実務において確実に履行されることを担保すべき」旨を、2022年11月に宣言しました。

これまでも・・・

■ 米国

2018年に米国国務省は、日本をハーグ条約不履行国に指定しました。

※2019年5月の民事執行法成立を受け、日本の不履行国指定を外しています。

2021年9月、米国下院の外務委人権小委員会のスミス議員委員長は、日本に対し国務省が厳しい措置を執り易くする新法案を準備していると発言しました。

■ EU議会

2020年7月、欧州議会本会議で、実子誘拐が頻発していることを非難し、その禁止などの立法措置を日本に求める決議案をほぼ満場一致で採択しました。

■ 国連

2019年2月、開催の国連児童の権利委員会で採択された第80会期総括所見で、「共同親権を認めるために、離婚後の親子関係に関する法律を改正する」こと等の勧告を日本政府に行いました。

国連を含めた諸外国から我が国で起きている「連れ去り」に関して厳しい指摘が続いています。

現在、議論されている法制審議会の議論を経て、「共同親権」、「連れ去り」に対する抑止などの法改正がなされることが期待されます。

(運営委員; Alexander Patrikalakis)



親子ネット講演会 「お子さんが戻ってきた当事者の体験談」

10月1日(土)、としま区民センターにて親子ネット主催の講演会を開催しました。当日は多くのご来賓と約130名の方にご来場いただきました。厚く御礼を申し上げます。

第1部の「お子さんが戻ってきた当事者の体験談～当事者事例から共通点を考える～」の内容をお伝えします。4名の当事者と臨床心理士の石垣秀之氏に登壇いただきました。

【 M.S.さん 】

離婚するまで、子どもたちとの関係で心がけていたこと、また元妻とどのように関わってきたのか、離婚後子どもが私の家に戻ってきた経緯を、お話をさせていただきます。

離婚までの経緯

2012年冬、元妻が、5歳と3歳の娘二人を連れて家を出て行ったことから始まります。元妻が、弁護士に委任し、親子の断絶が始まりました。理不尽な状況が起きていても、当時は何も解決策はありませんでした。

家裁の調停で面会交流の合意は得たものの、些細な理由で面会交流が中止になりました。調停で決めたことが守られません。毎日、気分が落ち込み、悩んでいましたが、私が暗い気持ちで時間を過ごしていても、元妻は何も感じないし、無駄な時間だということに気が付きました。元妻に変化を期待することは止め、気持ちを切り替えることにしました。子どもたちが大人になっても、いつまでも会える関係性をつくることを、最優先事項に決めました。

子どもたちとの関係で、心がけたこと

そのためにも、子どもたちとの面会交流を大切にしました。公園でブランコや鬼ごっこ、自転車の練習や逆上がりの練習。夕ご飯を作るのを、一緒に手伝ってもらったりして、子どもたちとの共通の体験をするように心がけました。

また、面会交流の最後は、子どもたちも寂しくならないように、楽しく別れるように努めました。

理不尽なことは多々ありますが、母親の批判は子どもには言わないし、ネガティブなことは言わないように気を付けました。

また、子どもたちに会えない時も、健康で楽しく過ごすようにして、面会の時に話す楽しい話題を探すように生活をしました。そうしているうちに、自分も回復してくるのと、子どもたちも、面会を楽しみにするようになってきました。

元妻との関係で、心がけたこと

元妻からは、暴言があったり、ルールを守ってもらえないことも多く、初めのころは反論をすることもありましたが、面会交流に支障があるので何も良いことはありません。反射的に元妻に反抗しないように、無関心でいるように努めました。連絡をする際も丁寧な言葉遣いで、返答をするようにしました。

調停終了から離婚後

私のほうから、離婚に向けて、面会交流と養育費について、公正証書を作成しようと提案し、裁判所外で交渉を進めました。粘り強く話し合い、別居してから約3年半の争いが終わりました。しかし残念ながら、宿泊面会は合意したものの、一度も守られませんでした。

それとは別に、面会の限られた時間を、子どもたちと楽しく過ごすことを心がけているうちに、子どもたちも、自分の意思で、会いに来るようになりました。元妻も子どもたちが私に会うのを止めることができなくなりました。コロナ禍で学校も休校になると、頻繁に私の家に来て、宿題をするようになっていきました。

子どもとの同居

2022年の春、元妻に急に呼び出されました。中学生になった長女が反抗的な態度をとるので、怒りが爆発したようです。「もう一緒に住めない。あなたも親なんだから、面倒を見るのは当たり前！」と言われ、即日、長女との同居生活が始まりました。

長女との同居生活も始まり、3か月は一緒に住んでいましたが、今は元妻の家に戻っています。

長女は、私との生活で、初めは自由だと思っていたのが、今までと習慣が違って、ストレスがかかっていたようです。同居して3か月後、元妻も反省したのか、長女と連絡を取るようになり、長女も家に帰っていきました。私は、子どもたちが行ったり来たりしてもいいと思っています。これからも子どもたちが母親との関係で悩み、心を休める場所が必要な時は、気兼ねなく来てくれたらいいと思っています。

最後に

私は離婚後の子どものためのルールを作成するのに、何年もありました。離婚をする時点で、ルールを決めるものとなっていれば、子どもを共同で育てていくことになっていけば、無駄な争いをせずに済んだのではないかと思います。

離婚しても子育てをし続けることが当たり前の世の中になれば、親も子どもたちも、こんなに苦しい思いをしなくてもよくなるのではないのでしょうか。



講演されるM.S.さん



親子ネット講演会 「お子さんが戻ってきた当事者の体験談」



【 S.T.さん 】

連れ去られた当時、息子は11歳でした。現在は18歳となり、私と母と三人で生活しております。

2004年の6月に相手方から披露宴の費用について激しく罵倒され、そこから夫婦不仲状態が始まりました。その内容としては、相手方と私の招待客に差があり、彼の方が費用を多く負担した事による不満があったようです。息子の中学受験をきっかけに相手方に向き合うことをやめ、息子の中学受験に邁進していきまし。おそらくその頃から相手方の連れ去り計画が始まっていたのだと思われまし。

ある日突然、まだ同居している状態でいきなり裁判所から「夫婦関係調整調停(円満)」についての書面が届きました。裁判所からの呼び出しなんて初めての事で、正直震える思いでした。結果は不調に終わったのですが、相手方は引き籠り生活が続きまし。私の方は変わらず息子の中学受験に向けて準備をしていましたが、その事による親子喧嘩もあり、そこを相手方に録音され児相に通報され、児相の訪問もありまし。それも連れ去りへの準備だったのしょう。

何ヶ月も相手方から生活費を渡されない状態が続き、金銭的にも苦しい思いをまし。そうした中、息子は生活習慣が乱れ、塾をサボったり、学校へも遅刻したりするようになっていきまし。塾からは、息子が来ていないと何度も連絡があり、息子に連絡しても繋がらず、自宅に戻れば寝ていたり。学校からは登校していない旨の連絡が担任の先生からあり、こちらから自宅に連絡しても繋がらず。勿論このようなことを相手方に相談できる状況ではありませんでした。相手方は無断外泊を続け、メールアドレスを変え、私からの着信拒否もしてありまし。とりあえず、一旦この生活から抜け出したいと思い、相手方に数日実家へ帰りたいと伝え自宅を後にまし。

しばらくして「婚姻費用分担請求」の申し立てを起すことに決めまし。何の情報もない中だったので、区の無料法律相談へ予約したのですが、その前日に相手方に資料を鞆から抜かれ、大喧嘩となってしまうまし。そして翌日息子は相手方の実家のある栃木に連れ去られてしまいました。

その後、私も弁護士に委任し「子の引き渡し、審判前の保全処分、監護者指定」を申し立て、相手方と争いまし。調停から審判に移行し、相手方の提出した「面会交流約款」により相手方が私と息子を引き離そうとしていると判断され一審では私が勝訴しまし。しかし、二審では現状の生活を続けることが子の福祉に望ましいと判断され敗訴となりました。私としては、到底納得できる判決ではありませんでしたが、弁護士の「抗告せず、とにかく子に会うことを優先させた方がよい」とのアドバイスで相手方の面会交流約款に従い、相手方の指定する機関にて月一回1時間との条件を飲み、面会することとしまし。

初めての面会交流ではとても緊張しまし。私はきつと泣いてしま。しかし、息子は「久しぶり、相変わらず綺麗だね」と言ってくれ、その一言で力が抜け、普通の会話ができました。その後の面会では息子が好きだったおかずを入れたお弁当を持参したりと、面会を継続しまし。そんな中でも私は不登校を心配し「学校へ行けないならフリースクールはどうか？」と話したところ、「自分も行こうと思

っている」と伝えてくれました。どうやら、相手方と喧嘩になる度に「そんなにこの家が嫌なら出て行けばいい」と言われていたそうです。息子が学校ではないにしても、フリースクール通学を決心してくれた事に安堵しまし。

そんな中、息子からある日突然電話がありました。台風被害の心配でかけてくれたようです。以降、息子から相手方が留守にした時に電話があるようになりました。そんな状況の中、深夜突然息子が訪ねてきました。息子は相手方に言わずに出てきたようでした。あまり多くを語りませんが私との生活を望んでいることがわかり、私と暮らすことになりました。暮らし始めた当初、息子はその年齢に相応しくない甘え方をしていましたが、それも小学5年生で引き離された影響だろうと思います。

この子のため、母として少しでも支えになれたらという思いで毎日過ごしています。



講演されるS.T.さん

【 K.M. さん 】

「自分が変われば片親疎外はなおる」

私が同居親になった経緯をお話するのにあたり、子どもがうちに引越してきたいきさつではなく、面会交流がうまくいってなかった時期のことを中心にプレゼンしまし。そのころにとった行動が、いまの子どもとの関係性につながったと考えるからです。

別居親になって1年ほど、私は多くの裁判を争いまし。監護者指定、子の引き渡し、面会交流の調停…。インターネットで調べた結果、「連れ去られた子どもを取り戻すには裁判するしかない」と結論づけたのでした。がんばって係争した結果は、連戦連敗。それでもわずかな望みをもって裁判に臨んだある日、あくびをかみ殺す裁判官の姿が目に入りました。どうもおかしい。このまま続いても、ロクなことではないのではないか？ 私はそう直感して、全ての裁判を取り下げます。子どものためとか、清い心がけで決めたものではありません。むしろ諦めのような情けない気持ちで、尻尾をまいて逃げ出したのでした。

書面をつくる必要がなくなり、私は時間を持て余すようになります。お酒を飲んで早々と布団にもぐりこみ、自分の心臓の鼓動に耳を澄ますような日々を送ります。じっとしているぐらいなら、友人や知人の誘いがあれば何でも引き受けることにしまし。趣味のランニング、家族支援のボランティア、国連へのロビーイング活動。とにかく身体を動かしているうちに、私は孤独やみじめさを片時でも忘れ、目の前のことに没頭できるようになります。当時、相も変わらず月1回3時間しか子どもと会えていませんでしたが、私の心の回復はこの頃に始まった気がしまし。



親子ネット講演会 「お子さんが戻ってきた当事者の体験談」

別居した当初、子どもは「おまえなんか親じゃない」と私を非難しました。以前からは考えられない子どもの様子に、私は憤りを覚えました。「これは相手方による洗脳だ。子どもは片親疎外にかかっているのだ。」しかし、角度を変えれば、また違った光景が見えてきます。子どもは母親の手前、「父親を罵倒して帰ってくる」というミッションを自らに課しているのではないかな？子どもが口実をつくって面会交流に現れているとすれば、来てくれるだけでもありがたいことです。私はそう考えて、精いっぱい子どもを楽しませるため、エンターテイナーに徹することにしました。中指をたてて帰っていく子どもの背中に、幸せそうなオーラが見えるようになります。子どももいわく、「このオヤジには何を言ってもいい」と安心して、言いたい放題言えるようになったそうです。そんな面会交流を続けるうちに、別居から5年後に長女が、6年後に長男が、私と暮らすようになりました。

久しぶりに親子ネットのイベントに参加して、議員連盟の議員さんを見つめる皆さんの姿を見て、複雑な気持ちになりました。つい2、3年前まで、共同親権がまじめに議論されるなど、夢のまた夢といった状況でしたよね。それは私にとって、幸運なことだったかもしれません。社会の変化に期待できない分、自分の行動を変えるしかなかったからです。以前の価値観のままで目を覚まさなければ、私は今ごろ「何のために生きているのだろうか？」と虚無感に満ちた生活を続けていたかもしれません。思えばかつての私は、「まっとうな社会人」として目の前に敷かれたレールの上を歩いていました。別居親という「社会のはみ出し者」に堕ちて初めて、人から与えられた人生ではなく、自分の人生を生きている感覚を持てるようになりました。「子どもを育てる価値のない親」と色眼鏡で見られる経験は、この社会を覆う同調圧力から離脱するチャンスにもなります。はからずも当事者となったみなさんが、試練をバネに新たな境地へと羽ばたかれるよう願っています！

【告知】

- ・自助グループ
「Gathering Fathers」
毎月第1・第3土曜日に開催
ファシリテーター：森本 京介、田中 淳一

- ・書籍出版
「子どもが幸せになる、別居・離婚・面会交流のすべて（仮題）」
自由国民社 2022年度中に出版予定
著者：木附 千晶、福田 雅章、青木 智子、森本 京介



講演されるK.M.さん

【 N.T. さん 】

連れ去り当時、私は41歳で妻は36歳、長女が11歳、長男は6歳でした。

妻はいきなり近所に子どもを連れて身を隠しました。連れ去りから1年経過した後、不貞相手と同棲していることが発覚しました。

私は典型的な高葛藤事例といえます。ただ、妻との葛藤を下げられないかと考え、当時、私は調停で手紙を出しました。是非はさておき。私は妻にとことん謝ってみようと考えたのです。この手紙を出して、「反省している、もう一回やり直せないか」と。結局、戻ってくることはありませんでしたが、その後。子どもと会える合意ができ、月2回はきちんと会えるようになりました。

長女は「私がママについていけないとママが壊れちゃう」と連れ去られる直前に話していました。

別居後も長女は、夕食だけ食べには来ますが、泊まってはくれませんでした。どうしても泊まって欲しくて、家や部屋を綺麗にしてあげて、2年半経ち、やっと泊まってくれるようになりました。

一方、長男は、連れ去られた当時は幼稚園年長で、これはその後の調停で明らかになったのですが、「僕は一人でもパパに会いに行く。一人でかわいそうじゃないか。」と母親を説得して私に会いに来てくれていたことがわかりました。その後もほぼ月2回の宿泊での面会が継続しました。

やはり、別居後の早い時期から数年に渡り、一定以上の親子の交流ができた事が長男との関係に寄与したのだなと思っています。

二回目の妻との葛藤の低下のきっかけは長女の学費でした。私はずっと婚姻費用を払い続けていましたが、その中に大学の学費は入っていません。そこで、長女の学費負担の申し出をしましたが当初は妻からも断られていました。

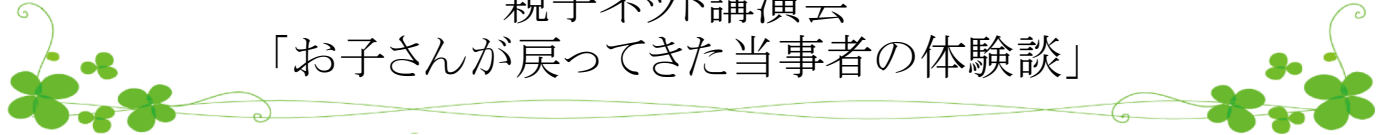
センター試験の当日、妻から「長女がセンター試験に失敗した。第一志望のxx大どころか、行ける大学がない。どうしたらいいの？」と電話が来ました。「受験費用も学費は全て私が出す。居場所を作ってやってくれ。どこでもいいのだよということを母親から長女に言ってやってくれ。」という話をして、無事、長女は某私立大学に合格して進学することができました。

このことがきっかけとなり、妻とはいろいろ話すようになりました。しかし、今度は中2だった長男が不登校になりました。妻は、長男が学校に行かない事を悲しんでいましたが、長男に対し見守ること以外は出来ない状態になっていました。

私は、長男に「学校ってなんのために行くの？行かなくてもいいじゃん。勉強が大事なら父が全部教えた。」とアドバイスをしました。ここで私が言いたいのは、陰悪な関係の父母でも話し合えるチャンスがあるということです。子どもたちを愛しているということを常に伝え続けていると、子どもには気持ちが伝わるのかなと感じました。



親子ネット講演会 「お子さんが戻ってきた当事者の体験談」



その後、別居から8年を経て、長男は私と暮らすようになりました。これは裁判上での決定でもなければ、長男がひとりで飛び出してきたわけでもなく、学校に行けない不登校になっている長男が自分で母親を説得して「僕は父さんと暮らしたい。」と言って私のところに来ました。その後、私は親子ネットの活動を休み、転職もし、長男とことん付き合うこととしました。長男が来た頃はまだ不登校でしたが、その後、高校にも合格し、そのお祝いで二人で車でフェリーに乗って九州、四国に2週間遊びに行けるようになりました。

最近、長男は、「僕は、小さい頃からお父さんと会っていて良かったと思う。あれだけ会っていれば、父さんの考え方とかもわかるし、母さんがダメなら父さんに話してみようと思えた。」また、子供の意思で嫌だって言って会わせるべきじゃないっていう会話をした時「小さい頃は特に子どもがどう言おうと頻繁に会えるようにした方がいいと思う。」と話しています。

まとめになりますが、私も優れた人間でもないし、妻もごく普通の特に優れている人間でもない。ただ、やっぱり親として、私ができないことを妻はできるし、妻ができないことを私はできるというようにそれぞれの得手不得手がある。やはり、二人の親で子供を支えるべきであると感じていますし、私のような高葛藤な父母でも協力できるような関係になれると思っています。



講演されるN.T.さん



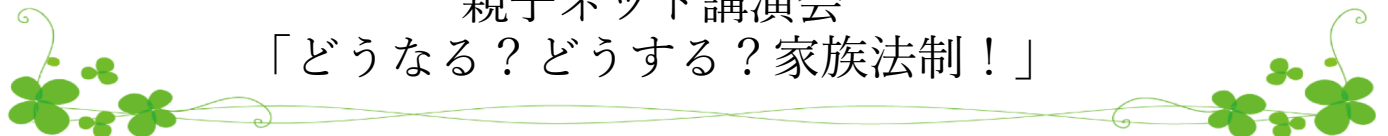
臨床心理士の石垣秀之氏と登壇者



会場の様子



親子ネット講演会 「どうなる？ どうする？ 家族法制！」



第2部では共同養育支援議員連盟会長の柴山昌彦衆議院議員、同幹事長の牧原秀樹衆議院議員をお招きして、家族法制の現状及び今後の見通しについて見解をいただきました。

①中間試案見送りを受けて法案成立が先送りになるか

⇒法制審議会において中間試案が了承され、パブコメにかからないと遅れることとなる。

このままだと混乱が生ずるため、今のプロセスの中で自民党の意見を反映させるよう努力する。

⇒共同親権に関しては反対する議員も多い。養育費や面会交流と共同親権を同時に議論すると決着に時間が遅れることもあり得る。

②閣法での法制化そのものがご破算になるリスクはないのか

⇒ご破算にはさせないよう努力する。

③議員立法で少なくとも自民党案が法案化される可能性があるのか

⇒議員立法は各会派で争いが無いものに限って成立するもの。

2016年に共同親権に先んじて面会交流を実施する議員立法を検討したが、これですら反対が多く、実現しなかった。議員立法にはなじまないことが厳然たる事実である。

⇒2021年1月に議連副会長であり当時の法務大臣であった上川先生が法制審に諮問をしてくれた。

議員立法では手の届かなかった民法の基本原則を変えることが可能になった。

今のプロセス(法制審議会～閣法)の中で自民党の意見を反映させるよう努力する。



親子ネット講演会 「どうなる？どうする？家族法制！」



④今後のシナリオ

⇒自民党としては「原則共同親権、共同監護」を求めている。
 ⇒一方、法務省の中間試案はアクセルとブレーキを両方踏んでいる。
 ⇒このまま政府案が出てきても国会は通らないことを法務省には伝え、努力するよう指示。
 現在のメンバー構成から難しいとは思いますが、両論併記の選択肢の中に自民党が示した案が第1級のプライオリティを持つことがわかるように、かつわかりやすくするよう指示をした。
 ⇒ただし、現在の中間試案にも自民党の方針に則ったものは示されている。
 ※下記の各案比較表を元に説明をいただく。
 ⇒甲①案、B案をとれば、原則共同親権、共同監護となる。
 ⇒今は賛成なのか反対なのかという段階でない。子どもの最善の利益のために両親が揃って汗をかく、という観点でパプコメに進めるべき。

⑤その他ご発言

⇒来年発足する子ども家庭庁、子ども基本法においても以下が明示された。
 ・子育てに伴う喜びを実感できること。子どもは適切に養育、保護、愛されるべき。父母が一義的な責任を有する。
 ⇒会いたい親に会えないことは違法行為となる。
 ⇒来年の通常国会で望む法改正を実現したい。
 ⇒こうして多くのメディアが取材に来るのは親子ネットはじめみなさんの努力のおかげ。
 当事者以外の方にも他人事ではないことを広げる必要があり、こうした風土をより広げていただきたい。

	自民党提言	法制審議会中間試案 において望む選択肢
親権	原則共同親権	【甲①案】が共同親権を原則とする案
監護権	原則共同監護	【B案】に共同監護を原則とするものが含まれる
離婚前親講座	一定の責務を課す	【甲案】が離婚要件とする案
共同養育計画	一定の責務を課す	【甲①案】が離婚要件とする案
連れ去り	-	監護者指定の考慮要素として、「継続性の原則」を除外すること、フレンドリーペアレントルールの採用に關しての考え方が示されている
DV・児童虐待の例外	適切な事実認定・被害者救済の仕組みを創設する	（前注2）において「適切に対応することができるようなものとする」と記載
面会交流	共同養育計画の中で定める	実効性の向上、早期面会の実現案を引き続き、検討
国際条約の順守	ハーグ条約及び児童の権利条約との整合性を確保した改正	補足説明で記載



牧原秀樹衆議院議員、柴山昌彦衆議院議員、臨床心理士の石垣秀之氏、武田典久親子ネット代表



見解を述べられる柴山昌彦衆議院議員、牧原秀樹衆議院議員

◆ 告知

■院内集会

〈日時〉2022年12月21日(水)

15:00-16:30(予定)

〈場所〉衆議院第2議員会館

〈アクセス〉国会議事堂前駅、永田町駅5分

〈内容〉中間試案・パブコメ説明会

〈注意〉事前申込制です。最新情報はホームページを確認ください。

■親子ネット臨時総会

〈日時〉2023年1月21日(土)

13:00-17:00(予定)

〈場所〉としま区民センター701～703

〈アクセス〉池袋駅東口徒歩7分

〈参加費〉未定

〈注意〉会員向けです。最新情報はホームページを確認ください。

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)

〈問合せ〉Mail: kodomokenri@gmail.com

電話: 050-3468-3743

■親子ネット新潟

〈個別相談等〉随時受け付けております。

〈定例会〉定期的に開催中(アメブロとTwitterにて記載中)

<https://ameblo.jp/oyakonetn/>

〈問合せ〉oyakonet_niigata@yahoo.co.jp

■当事者女性の親睦会

奇数月の土曜日に定例開催しています。

〈日時〉未定

〈場所〉未定

※参加は女性のみとなります。

〈参加費〉会場代を頭割りで負担します。

出入り自由です。オンラインでも参加できます。皆さんが悩んでいることや同じ境遇の母

たちに聞きたいことなど、係争中のこと、子どもたちのこと、自分自身のことなどなど、皆さんが話せる場所として来て頂ければと思

います。開催日と場所は近くなりました【QRコードとURL】こちらでご案内いたします。

〈問合せ〉【担当:薄井 tel:09024176152 mail:erina0516vn@gmail.com】

■くにたち子どもとの交流を求める親の会 定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日19:30～

〈場所〉国立市東4-19-15椿荘102スペースF

〈アクセス〉「JR国立駅」南口より「矢川駅」

行きバス、「国立高校前」下車徒歩5分

〈問合せ〉090-4964-1080(担当植野)

※詳細は、Facebookページをご覧ください。

(<https://b-m.facebook.com/kunitachivisitaiton>)

■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)

〈自助活動〉奇数月第4火曜日19:00～21:00

〈場所〉(東京都新宿区西新宿7-7-23

トミービル11階

予約は不要です。直接お越しください。

〈参加費〉1,000円

※詳細は、親サポの会ホームページ

(<https://kyoudouyouiku.jimdo.com/>)に掲載されるご案内をご覧ください。

■一般社団法人りむすび

〈個別相談・面会交流サポート〉共同養育

実践に向けたきめ細かいサポートを行います。

〈講演・講師〉行政・議員・当事者向けに共

同養育普及の講演や研修講師を行います。

〈りむすびコミュニティ〉別居離婚パパママ

の相互理解を深めるコミュニティです。

〈共同養育各種講座〉1名より随時開催し

ます(zoom可)

〈問い合わせ〉rimusubi@gmail.com

※詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.rimusubi.com>

◆ マスコミ等

■7月20日 法制審中間試案前

・読売新聞「離婚後「共同親権」案…法制審現行の「単独」併記」

・朝日新聞「離婚後の「共同親権」、賛否対

立し大激論「単独親権」維持も併記」

・毎日新聞「協議離婚「養育」決めて 民法

改正で義務化、法制審部会が検討「ハード

ル上がる」慎重論も」

・日経新聞「法制審、離婚後の共同親権で

論点 選択制など複数案提示」

・東京新聞「「共同親権」選択制を提示、単

独維持案も併記 離婚後の子の養育議論本

格化」

■8月22日 親子ネット記者会見

共同通信 北海道新聞 北日本新聞 東奥

日報 岩手日報 河北新報 秋田魁新報

山形新聞 福島民報 茨城新聞 下野新聞

千葉日報 東京新聞 神奈川新聞 新潟日

報 西日本新聞 富山新聞 北國新聞 福

井新聞 山梨日日新聞 信濃毎日新聞 中

日新聞 静岡新聞 京都新聞 大阪日日新

聞 神戸新聞 奈良新聞 山陽新聞 四国

新聞 徳島新聞 愛媛新聞 高知新聞 熊

本日新聞 大分合同新聞 宮崎日日新聞

沖縄タイムス ニッポンドットコム 日経新聞

他

■8月30日 中間試案先送り

時事通信 毎日新聞 京都新聞 共同通信

朝日新聞 日経新聞 テレビ朝日神戸新聞

FNNオンライン 他

■11月16日 法制審再開 パブコメへ

NHK 毎日新聞 朝日新聞 時事通信

社 共同通信 産経新聞 TBS NEWS

DIG 日テレNEWS テレ朝 読売新聞

FNNプライムオンライン 神戸新聞 下野

新聞 大分合同新聞 新潟日報 徳島

新聞 他

■11月28日 東京新聞web

離婚で「面会交流できない」親子17人

の損害賠償請求を東京地裁が棄却

■12月2日 朝日新聞デジタル

妻への引き渡しを嫌がる息子…でも「夫

は1日2万円払え」最高裁

■12月2日 共同通信

子が拒否でも引き渡しを 別居夫へ命令

確定、最高裁

◆ 住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail: info@oyakonet.org

◆ 編集後記

■私は今回、初めて会報の編集に関わらせていただきました。不慣れで至らない点もあったかと思いますが、たくさんの方々に支えられて、こうして会員の皆さまのお手元へ会報が届けられること心より感謝申し上げます。(A.W.)

■私も初めて会報執筆にあたりました。数千万円の婚姻費用を払い、自由な親子交流が消え、国立大学も訴え、2月6日に判決で離婚するが、前掲の武田代表に倣い、係属の賠償請求を認諾等し夫婦喧嘩に蓋をしました。会報や定例会を通じ、皆様と情報交換し、親子個人を尊重する社会の実現に向けて、頑張りたいと思います。(A.P.)

■講演会の記事作成にあたり、大きな力を貸してくれたメンバーに感謝します。中間試案の取りまとめ、パブコメ募集、院内集会、総会・・・、親子ネット運営委員会も怒涛の毎日が続いています。すべての親に子とゆっくり過ごす週末が早く来ることを願います。(S.H.)

◆ 引き離し・編集委員

A.W. A.P. S.H.

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>